

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年1月27日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を必要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000155号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000062号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)におけるC共済組合員資格の取得年月日を昭和52年6月1日から同年3月4日に訂正し、同年3月から同年5月までの期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和52年3月4日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月4日から同年6月1日まで

私は、A事業所に昭和52年3月4日から勤務したが、C共済組合の組合員資格取得年月日は同年6月1日と記録されているので、組合員資格取得年月日を同年3月4日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る職員名簿、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された平成31年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票によると、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C共済組合から提出された「昭和52年度D年金事務の手引き」によると、勤務する日数が、その団体の職員の通常の勤務日数の1/2以上で、給与を受けている者は、すべて組合員となる旨記載されているところ、上記の職員名簿によると、請求者は、昭和52年3月4日に正職員としてA事業所に採用されている上、請求者の同事業所に係る健康保険被保険者原票によると、請求者は健康保険の被保険者資格を同日に取得していることが確認できる。また、請求者及び請求者と同日に同事業所に入社したとする複数の同僚は、3か月の試用期間はあったが、試用期間中と試用期間後の勤務形態に変更は無く、一般職員と同じ勤務形態であった旨回答し

ていることから、請求者は、請求期間においてC共済組合員となる要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、C共済組合から提出された組合員資格新規取得届によると、請求者の資格取得年月日は昭和52年6月1日と記載されており、A事業所は、同日を請求者の資格取得年月日として届け出ていることが確認できる。

また、B事業所は、上記の職員名簿のほかに請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料は保存していない旨回答しており、請求者の請求期間に係るC共済組合掛金の控除について確認できない上、ほかに請求者の請求期間に係るC共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、請求者のA事業所におけるC共済組合員資格の取得年月日を昭和52年6月1日から同年3月4日に訂正し、同年3月から同年5月までの標準報酬月額については、上記の健康保険被保険者原票の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の請求期間に係る被保険者期間については、上記のとおり、請求期間のC共済組合掛金が控除されていたことを確認できないため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。